

「伊予市ブランド認定品パンフレット」作成業務仕様書

1 業務の名称

「伊予市ブランド認定品パンフレット」作成業務

2 業務の目的

本業務は、伊予市のブランド「ますます、いよし。ブランド」認定商品の魅力度・認知度向上を図るとともに、来訪、購買、ふるさと納税等を通して本市を応援する「伊予市ファン」の増加を目指し、認定事業者についての取材、写真撮影等を行うことで、消費者の多様化したニーズに答える新しい認定品パンフレット及び、連動するチラシ・ポスター等を作成することを目的とする。

3 委託契約期間

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和5年3月10日（金）までとする。

4 業務の内容

(1) パンフレット表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成

- ① 企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、更生等、伊予市ブランド認定品パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。
- ② カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- ③ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。
ただし、季節等の関係で入手不可能な写真等については、協議の上、発注者が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。
- ④ 発注者の製作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。
- ⑤ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。その際、受注者は社内の校正・後閲専門部署のスタッフにおいて、日本語表現や漢字表記、誤字脱字のチェックを行うこと。

(2) パンフレットに連動する伊予市ブランド認定品パンフレット簡易版（以下、「チラシ」という。）及びポスター等の作成

- ① 伊予市ブランド認定品パンフレットの企画、デザインに連動したチラシ及びポスター作製に必要な全ての作業を実施すること。
- ② カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。

- ③ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。

ただし、季節等の関係で入手不可能な写真等については、協議の上、発注者が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。

- ④ 発注者の製作意図を汲み取り、パンフレットと一貫性のある分かりやすい内容にすること。
- ⑤ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

(3) 印刷・製本

① 伊予市ブランド認定パンフレット

ア サイズ等 A5判 中綴じ 32~40 ページ (表紙含む)

※ページ数は提案事項とする。

イ 印刷部数 5,000部 全ページカラー印刷 (4色以上刷り)

ウ 紙 質 マットコート紙 四六版 90kg

※紙質は類似品において、環境に配慮したものがあれば提案すること。

② 伊予市ブランド認定品チラシ

ア サイズ等 A4判

イ 印刷部数 10,000枚 両面カラー印刷 (4色以上刷り)

ウ 紙 質 マットコート紙 四六版 90kg

※紙質は類似品において、環境に配慮したものがあれば提案すること。

③ 伊予市ブランド認定品ポスター

ア サイズ等 B2判

イ 印刷部数 ブランド認定品数 (32品) 片面カラー印刷 (4色以上刷り)

ウ 紙 質 マットコート紙 四六版 135kg

※紙質は類似品において、環境に配慮したものがあれば提案すること。

(4) 電子データの作成

受注者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品する。

① PDFファイル

ア 低解像度PDFファイル (ホームページ掲載用)

- ・見開きページ
- ・単一ページ

※ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

イ 高解像度PDFファイル (画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること。)

- ・見開きページ
- ・単一ページ

② レイアウトデータ

- ・ai データで作成した、再編集可能なレイアウトデータとすること。

③ 中間生産物データ

- ・画像（印刷したパンフレットに掲載する写真以外に撮影した写真全てを含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む）

(5) 製作業務全般の管理

受注者において、専門の編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。

受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

最終校正完了後、発注者による確認完了の通知を受注者が受領した後、印刷作業に取り掛かることとする。

(6) ポスター掲出用備品

受注者は、ポスター掲出用備品として以下を納品する。

① ポスターフレーム

- ・ B 2 サイズ対応のアルミ製等の軽量ポスターフレーム

② イーゼルスタンド

- ・ B 2 サイズのフレームが設置可能なアルミ製の等の軽量スタンド

(7) その他追加案件

提案者は契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

5 業務の要件

- (1) ブランド品認定事業をイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載しながら、思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレット及びチラシ・ポスターとするため、表紙等のデザインを創意工夫すること。
- (2) ブランド認定品の魅力が伝わるような写真（写真は、商品の特徴や本パンフレット作成の目的が達成されるよう工夫し撮影をすること。）及び商品説明、商品購入に関する情報（どこで購入できるかなど）を掲載すること。
- (3) ブランド認定事業の説明及び認定ロゴマークを掲載すること。また、ブランド認定事業者の連絡先（事業所名、住所、電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス QR コード等）を掲載すること。
- (4) 認定事業者及び認定品のブランドカアップに繋がる工夫をすること。
- (5) パンフレット及びチラシ・ポスターを通じて、本市のふるさと納税事業の認知度向上に繋がる内容を盛り込むこと。なお、ブランド認定品のうち、本市ふるさと納税返礼品に登録されているは、その旨が分かるように創意工夫をすること。
- (6) 伊予市企画振興部地域創生課の連絡先（住所、電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス、QR コード等）を掲載すること。

6 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得た時は、この限りでない。

7 納入物

- (1) パンフレット 5,000部
- (2) チラシ 10,000部
- (3) ポスター 32枚 (ブランド認定品につき1枚)
- (4) 電子媒体 (CD-ROM) 一式
- (5) ポスターフレーム 32個
- (6) イーゼルスタンド 32個

8 納入場所

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地
伊予市企画振興部地域創生課 (連絡先 089-909-6382 [直通])

9 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 完成したパンフレット、チラシ、ポスター、原版データ及び中間生産物についての所有権並びに著作権法 (以下「法」という。) 上の一切の権利 (法第 27 条及び法第 28 条を含む) は発注者に帰属するものとし、受注者及び受注者から依頼を受けて中間生成物を製作した者は、当該業務に関係する事項に関して法第 17 条に規定する著作権人格権を無期限に行使しないものとする。
- (3) 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作権人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (4) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (5) 取材、製作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。(商品の撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、認定事業者に無償での提供を求めないこと。)
- (6) 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (7) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。